

表-7.1.4(1) 陸上動物に係る環境保全措置（その3）

実施主体		事業者
方法及び実施の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間の調整 ・ 空港施設予定地内で繁殖が確認されたズグロミゾゴイは、工事直前に踏査を行い営巣が確認された場合、繁殖が終了するまでは、営巣箇所周辺を避けて工事を行う。 ・ カンムリワシ、リュウキュウツミについても、上記と同様の措置を行う。
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全措置を講ずることにより、個体の生息は確保され则认为られ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。
効果の不確実性の程度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成工事箇所からの距離と繁殖状況との関係については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であるとする。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—
当該措置を講じた後の環境の状況の変化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該措置を講じた後の環境の状況には変化はない。
効果の不確実性の程度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意看板の設置により運転者に減速・注意を喚起する措置の効果が期待できる。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—